８月は相続に関する無料相談を実施します！

「相続登記は司法書士」にご相談ください

岩手県司法書士会

〔常設相談〕　県内の各司法書士事務所

平成 25 年 8 月 1 日～31 日　※土日を除く

※　お近くの司法書士事務所がご不明な場合には，司法書士会（019-622-3372）までお問い合わせ下さい。

〔電話相談〕　**0120-823-815**（通話料無料）

午前 10 時から午後 1 時　※土日及び 13 日～16 日を除く

◆相　談　料：無料

※　相談は無料ですが，実際に司法書士が依頼を受けて相続登記などの業務を行う場合には，司法書士の報酬（手数料）や登録免許税などの費用をご負担いただくことになります。

◆相　談　例：自宅が，亡くなった祖父の名義のままになっている
相続人の中に行方不明の人がいて遺産分割協議ができない
亡くなった父親に借金があることが判明した　など

～～ 相続登記とは ～～

相続登記とは，相続した不動産の名義を変更することをいいます。相続登記は期限が定められておらず，また，登記手続を行わなければ罰せられるというわけではないため，手続きが遅れがちであるばかりか，何代にもわたって放置してしまうこともあります。

不動産の名義を変更していないと，売却する場合や担保にして融資を受けようとする場合などに手続きが順調に進みません。また，長い間放置しておくと，相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり，様々なトラブルが発生することも少なくありません。そのため，できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要です。相続登記は司法書士にご依頼ください。

～～ 「借金の相続」にご注意ください！ ～～

亡くなった方が借金を残していた場合，何の手続もしなければ，借金も自動的に相続してしまうことになります。借金を引き継がないためには，「自己のために相続の開始があったことを知ったとき（一般的には，死亡したことを知ったとき）から３か月以内に，家庭裁判所で「相続放棄」の申立てをする必要があります。詳しくは司法書士にご相談ください。

～～ 相続人に行方不明者がいる場合は ～～

相続人の中に行方不明者がいる場合，その方を除いて遺産分割の話し合いをすることはできません。家庭裁判所に「不在者財産管理人」の選任を申し立てる必要があるケースもありますので，注意が必要です。詳しくは司法書士にご相談ください。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本件に関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

岩手県司法書士会　〒020-0015　盛岡市本町通二丁目 12 番 18 号
TEL：019-622-3372　FAX：019-653-2427